

- 生施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。
- 2 利用料金は、熊本県社会福祉事業団にその収入として收受させることができる。
 - 3 利用料金の額は、法第17条の10第2項第1号に掲げる額とする。
- 附 則
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第15号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定に基づき、旅館業の衛生措置の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第5条の次に次の2条を加える。

（構造設備の基準）

第6条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 収容定員に応じた規模のロビーを有すること。

（2） 収容定員に応じた規模の食堂を有し、当該食堂には椅子及びテーブルを備えること。

（3） 玄関帳場その他これに類する設備には、宿泊者（宿泊しようとする者を含む。以下この号において同じ。）の出入り状況の把握又は宿泊者との面接の妨げとなるついで、カーテンその他これに類するものを備え付けないこと。

（4） 客室は、次のとおりであること。

ア 天井の高さは、床から2.1メートル以上であること。

イ 窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積は、その客室の床面積の14分の1以上であること。ただし、有効な換気設備があり、当該客室の換気について支障がないものと知事が認めた場合は、この限りでない。

ウ 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、その客室の床面積の7分の1以上であること。

エ 和式の構造設備による客室と他の客室との境は、壁造りであること。

（5） 浴室は、次のとおりであること。

ア 換気及び採光又は照明のための設備を有すること。

イ 共同浴室を設ける場合は、宿泊者の入浴に支障のない措置を講じた場合を除き、男子用及び女子用にそれぞれ区分して設けること。

ウ 共同浴室を設ける場合は、脱衣設備を有する適当な規模の脱衣場を浴室に隣接して設けること。

（6） 便所は、次のとおりであること。

ア 防虫及び臭気抜きの設備を有すること。

イ 手洗設備を有すること。

ウ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。ただし、宿泊者の利便に特に支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。

エ 共同便所は、調理室及び飲料水供給施設から適当な距離を有していること。

オ 共同便所を設ける場合の便所の数は、客室（便所を付設している客室を除く。）の収容定員10人までごとにつき大便所及び小便所各1個以上とすること。

（7） 洗面所は、次のとおりであること。

ア 洗面設備を付設していない客室を有する階には、共同洗面所を設けること。ただし、宿泊者の利便に特に支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。

イ 共同洗面所を設ける場合の洗面器又は給水栓の数は、客室（洗面設備を付設している客室を除く。）の収容定員5人までごとにつき1個以上とすること。

（8） 宿泊者の寝具は、収容定員の数以上を備え、その保管設備を設けること。

（9） 当該施設の設置場所が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第28条第1項の規定により店舗型風俗特殊営業を営むことを禁止される区域を除く。）以外の地域にある場合は、次の要件を満たすこと。

ア 宿泊しようとする者が駐車場から客室へ直接出入りできる構造でないこと。

イ 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具その他これに類するものを備え付けないこと。

ウ 浴室は、その内部を外部から容易に見通すことができる等性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと。

2 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、前項第3号から第9号までに規定する基準とする。

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次の